

登録簿

(環境省 国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会からの報告)

1. 課題

国内排出量取引制度の円滑な実施を確保するためには、排出枠の确实かつ効率的な管理を行う仕組みが必要であり、京都クレジットを管理する国別登録簿システムを参考としつつ、登録簿システムを整備する必要がある。制度の効率的な運用のためには、さらに、排出実績や義務の遵守状況を把握するためのデータ管理システムを併せて整備する必要がある。

加えて、排出枠については、登録簿上の電子記録に法的意味を持たせ、排出枠の安定的な流通を確保するために、排出枠の法的性質を規律する必要がある。

登録簿システム、データ管理システムのシステム仕様の検討及び設計、排出枠の取引に関する法的規律のルール化について、それらの検討状況と今後の方針につき以下の通り報告する。

2. 検討・方針(案)

①登録簿システム、データ管理システムのシステム仕様の検討及び設計について

国内排出量取引制度における排出枠の取引・償却を円滑に行うには、京都議定書の国別登録簿システムを参考にした登録簿システムの整備が必要である。さらに、制度の効率的な運用のために、排出実績や義務の遵守状況を把握するためのデータ管理システムも必要であり、これらのシステムの仕様の検討及び設計について、検討が進められている。

既に、我が国では、京都メカニズムの国別登録簿、環境省自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)及び試行排出量取引スキームについて、これらのシステムが実際に稼働・運用されており、知見・経験が蓄積されている。

今後は、既存のシステムから得られた知見・経験を参考にしつつ、制度対象者等の利便性に配慮して、登録簿システム及び排出量等のデータ管理システムの仕様・設計の具体化に向けた検討を行う必要がある。

②排出枠の法的性質と基本的なルールについて

登録簿上の電子記録に法的意味を持たせ、排出枠の安定的な流通を確保す

るために、排出枠の法的性質を規律する必要がある、排出枠の法的性質と基本的なルールについて、「国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会」（座長：大塚直教授）において、平成 21 年度に検討が行われた。

同検討会では、①の登録簿システム等の整備状況を踏まえつつ、排出枠の帰属、移転についての効力発生要件、保有の推定、善意取得について、法律上の規定を設けることとされた。また、これらの規定で対応しきれない部分に対して、それぞれ特則を設けることを検討することとされた。

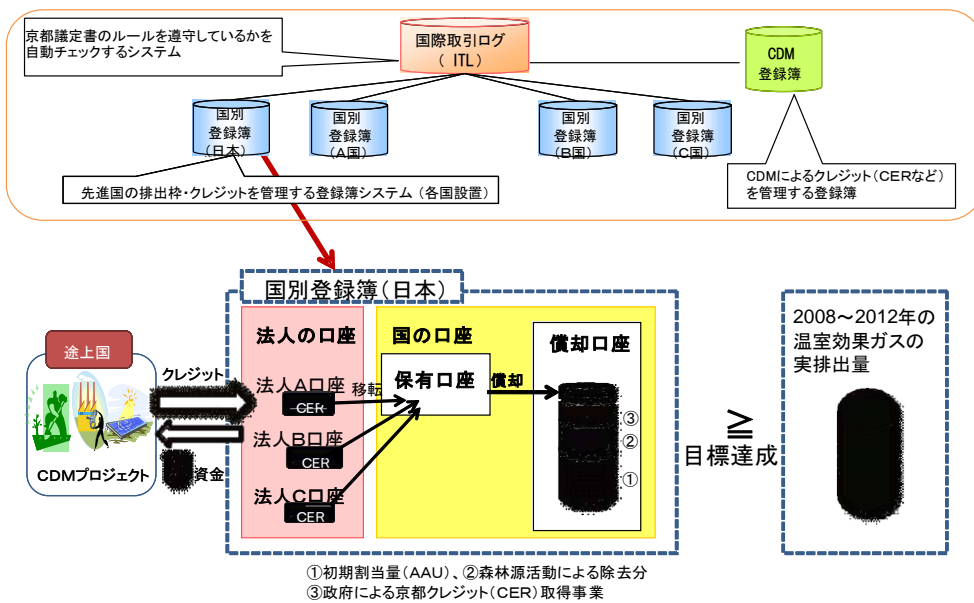
今後は、これらの指摘事項を踏まえ、排出枠の法的性質と基本的なルールの具体化に向けた検討を行う必要がある。

(参考)

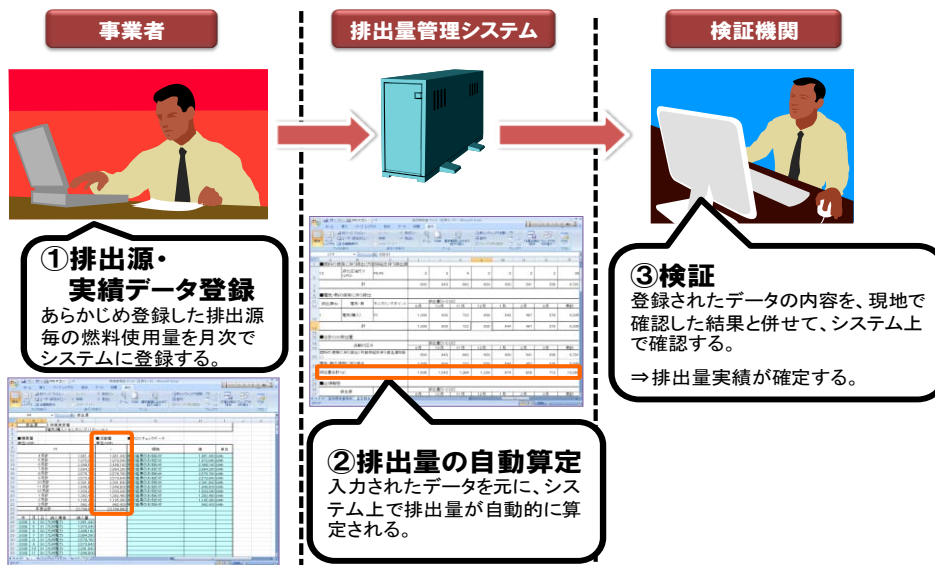
①登録簿システム、データ管理システムのシステム仕様の検討及び設計

国内排出量取引制度の本格実施に対応するための登録簿システム及び排出量等のデータ管理システムの仕様・設計については、これまで国別登録簿、JVETS 及び試行排出量取引スキームの運用を通じ、利用者の利便性に配慮した仕様及びシステム設計に関する知見・経験が得られている。

● (京都メカニズム) 国別登録簿システムの仕組み



● JVETS 排出量管理システムの仕組み



- JVETS 登録簿システムの仕組み

参加者がIDとパスワードでログインすると、
メインメニューが表示される。

◆クレジット移転
排出枠をシステム上の他社口座に移転する。

◆残高照会
排出枠の残高を確認する。

◆クレジット移転情報入力
排出枠をシステム上の他社口座に移転する。

①相手先の口座番号を入力
②移転する排出枠の種別や量を入力



◆クレジット移転完了
ボタンを押すと即時に移転が完了する。

(移転先として政府口座を指定した場合、当該排出枠は「償却」として扱われ目標達成に使われる。)

● 試行排出量取引スキーム目標達成確認システムの仕組み

(1) 目標の審査終了: 運営事務局は、提出された目標等を確認し、目標を確定させ、システムに投入する。

目標達成状況

法人名: ABC株式会社
 2008年度目標達成状況: -

目標値(総量・事前): 1,500 t-CO ₂	排出枠償却量	: -	
実績値	: -	京都クレジット償却量	: -
		国内クレジット償却量	: -

目標の種類と目標値を表示。

(2) 実績確認: 運営事務局は、目標年度の実績を翌年10月中旬までに確定し、システムに投入する。

目標達成状況

法人名: ABC株式会社
 2008年度目標達成状況: **未達成 (-1,800 t-CO₂)**

目標値(総量・事前): 1,500 t-CO ₂	排出枠償却量	: 0 t-CO ₂	
実績値	: 1,800 t-CO ₂	京都クレジット償却量	: 0 t-CO ₂
		国内クレジット償却量	: 0 t-CO ₂

実績値を表示。

償却期限後、翌年度の目標達成確認の画面に切り替わる

(3) 償却: 目標設定参加者は、実績と同量の排出枠を、政府の償却口座に移転する。

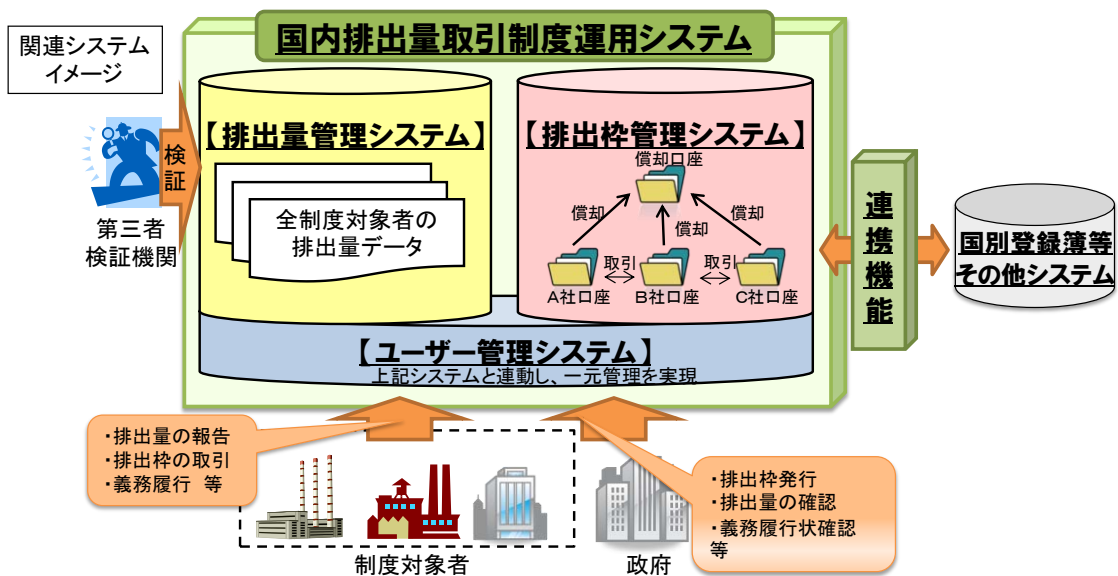
目標達成状況

法人名: ABC株式会社
 2008年度目標達成状況: **達成 (0 t-CO₂)**

目標値(総量・事前): 1,500 t-CO ₂	排出枠償却量	: 1,750 t-CO ₂	
実績値	: 1,800 t-CO ₂	京都クレジット償却量	: 50 t-CO ₂
		国内クレジット償却量	: -

排出枠・クレジットの償却量が反映。

● 国内排出量取引制度の運用システムのイメージ



②排出枠の法的性質と基本的なルールについて

国内排出量取引制度において、排出量の限度の設定・遵守と排出枠の取引は車の両輪であり、どちらも適切に行われることで、その期待される機能を発揮することができる。

国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会では、排出枠の取引の信頼性を確保するため、民事法上の課題を整理した。具体的には、排出枠の法的性質を検討するとともに、民法及び民事執行法といった既存の法令との関係整理や、国内排出量取引制度及び排出枠の特徴を踏まえた特則の洗い出しを行った。

本検討会では、このような課題整理によって、排出枠の取引の信頼性を確保するための必要最低限の法的措置について、以下のような結論を得た。ただし、国内排出量取引制度の本格導入によって、想定しなかった問題点が発生するおそれもあり、引き続き、民事法上の論点について議論を深める必要がある。

③-1 排出枠の法的な位置づけ

排出枠は、物（有体物）ではなく、1 t-CO₂ 毎に固有のシリアル番号が付された登録簿上の電子情報によって認識される。また、通常財産権とは異なり、制度対象者の排出総量目標の達成に活用される手段である。いわば、排出枠の所有者は、第1に、一定量の排出をすることができる、すなわち、正確には、それを国に対して譲渡することにより償却義務を履行できること、第2に、それを（国以外の）他人に対して譲渡できることを内容とする民事法上の「特殊な財産権」を有すると考えられる。

③-2 取引の信頼性を確保するため、法律上の規定を設ける必要がある事項

排出枠の取引の信頼性を確保するため、排出枠を管理する特別なシステムを整備した上で、排出枠の帰属、移転についての効力発生要件、保有の推定、善意取得について、法律上の規定を設ける必要がある。

（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の既存の規定を基とした例）

- ・ 排出枠の帰属は、この章の規定による登録簿の記録により定まるものとする。
- ・ 排出枠の譲渡は、第●条の規定に基づく振替により、譲受人がその管理口座に当該譲渡に係る排出枠の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。
- ・ 国又は口座名義人は、その管理口座における記録がされた排出枠を適法に保有するものと推定する。
- ・ 第●条の規定に基づく振替によりその管理口座において排出枠の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、当該排出枠を取得する。ただし、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

③-3 上記規定で対応できない部分につき特則を設けることを検討すべき事項

排出枠の財産権性（譲渡性）の程度、とりわけ差押えや制度対象者の破産の場面における排出枠の譲渡性の在り方、政府の過誤（又は虚偽申請）による排出枠の過剰割当への対応、悪意の第三取得者からの排出枠の取り戻し等の排出枠の取引の局面における規律、悪意の第三取得者からの償却について、これらの規定で対応しきれない部分に対して、それぞれ特則を設けることを検討すべきである。

（基本的規律では対応しきれない部分について特則を設けることを検討すべき事項）

- 排出枠の財産権性（譲渡性）の程度、とりわけ差押えや制度対象者の破産の場面における排出枠の譲渡性の在り方の整理
- 政府による排出枠の割当に過誤があった場合の対応
- 排出枠の移転に関する問題事例（悪意の第三取得者に対する返還請求）の整理
- 排出枠の償却に関する問題事例（不正に取得された排出枠の償却の取扱い）の整理

③-4 民法及び民事執行法制の適用又は類推適用の可否

民法及び民事執行法制との関係では、排出枠が物（有体物）ではないことから、直接適用される規定は限定されるものの、類推適用が可能と解される規定が存在する場合も考えられることから、各規定の趣旨に基づき、その可否について整理した。

（民法と排出枠の適用関係と特則の要否）

<物権、契約各則>

- 排出枠に直接適用可能であり、特則が不要なもの
→ 準占有（第 205 条）、一般の先取特権（第 306 条）、贈与（第 549 条）、売買（第 555 条）、交換（第 586 条）
- 排出枠に直接適用されないが、類推適用されても差し支えなく、特則が不要なもの
→ 消費貸借（第 587 条）、消費寄託（第 666 条）
- 排出枠に直接適用されず、類推適用される場面が想定し難く、特則が不要なもの
→ 使用貸借（第 593 条）、賃貸借（第 601 条）、寄託（第 657 条）
- 排出枠に直接適用されず、適用を認める意義が乏しく、特則を設けて禁止する必要があるもの
→ 質権（第 362 条）

<債権総則>

- 排出枠取引に適用できると考えられ、特則が不要なもの
→ 履行の強制（第 444 条）、債務不履行による損害賠償（第 415 条）、同時履行の抗弁（第 533 条）、履行遅滞等による解除権（第 541 条）
- 排出枠取引に適用できる余地があり、特則が不要なもの
→ 詐害行為取消権（第 424 条）
- 排出枠取引に直接適用されないが、類推適用されても差し支えなく、特則が不要なもの
→ 債権者の危険負担（第 534 条）、停止条件付双務契約における危険負担（第 535 条）

③国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会について

● これまでの検討内容

- ・ 排出枠の割当に関する憲法上の課題
- ・ 排出枠の割当に関する行政法上の課題
- ・ 排出枠の民事法上の法的性質及び法的位置づけ
- ・ 国境調整措置の国際法上の論点整理

● 平成20年度の検討日程

- ・ 3月27日～翌3月9日にかけて、5回開催（非公開）
- ・ 平成21年4月7日中間報告（憲法、行政法）の公表

<憲法上の論点>

- 国内排出量取引制度を用いたCO₂等温室効果ガスの排出規制それ自体が直ちに違憲とは言えないが、国内排出量取引制度による温室効果ガスの排出規制が営業の自由の制約に当たり、かかる制約が比例原則の観点から許されるかとの問題が生じうる。しかし、温室効果ガスの排出規制には合理的理由があり、国内排出量取引制度による営業の自由の侵害度は、取引を認めない単なる排出規制に比べて緩和されていることから、比例原則上違憲であるとは言えないとされた。また、具体的な制度設計に当たって平等原則の問題が生じうるが、一般に人的属性（人種や性別）と関連しない区別については厳格審査が適用されないことから、合理的な根拠に基づく制度設計であれば、平等原則上違憲であるとは言えないとされた。

<行政法上の論点>

- 排出枠の割当が行政処分であり、行政不服審査及び抗告訴訟の対象となりうる点については異論がなかった。排出枠の法的性質及び排出枠の法的性質の前提となる温室効果ガスの排出規制の在り方については、排出枠を「法的義務を遵守するための手段」と捉えて、その譲渡可能性を認めることが現実的であり、その交付に当たり、温室効果ガスの排出に対する許可制度を創設することは必ずしも必要でないと言われた。

● 平成21年度の検討日程

- ・ 5月30日～11月23日にかけて、7回開催（非公開）
- ・ 平成22年1月13日第二次中間報告（民事法、国際法）の公表

<民事法上の論点>

- 国内排出量取引制度が期待される効果を発揮するために、取引の信頼性の確保が重要であるという認識の下、排出枠の法的性質を国内外の既存

の法制度に則して整理するとともに、必要な機能として挙げられる「売買」と「償却」における問題事例の整理を通じて、法制度設計に当たって最低限必要な規定の洗い出しと論点整理を行った。

<国際法上の論点>

▶ 炭素リーケージ及び国際競争力への影響を緩和する手段としての国境調整措置について、GATT/WTO の法令及び裁定事例に則して論点整理を行った。

● 委員名簿（平成 22 年 1 月現在）

太田 穰	長島・大野・常松法律事務所 弁護士
大塚 直（座長）	早稲田大学大学院法務研究科教授
神橋 一彦	立教大学法学部教授
高村 ゆかり	龍谷大学法学部教授
野村 修也	中央大学大学院法務研究科教授
野澤 正充	立教大学法務研究科教授
松尾 弘	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
松本 和彦	大阪大学大学院高等司法研究科教授
武川 丈士	森・濱田松本法律事務所 弁護士
平 康一	三菱 UFJ 信託銀行営業第 1 部第 3 グループ調査役
西川 淳也	三井物産(株)環境事業部排出権プロジェクト室マネージャー
松尾 琢己	(株)東京証券取引所上場部排出量取引プロジェクト担当課長
手塚 一郎	清和大学法学部講師（補助委員）

※ 事務局：環境省。オブザーバー：法務省、金融庁。